

【委託型】

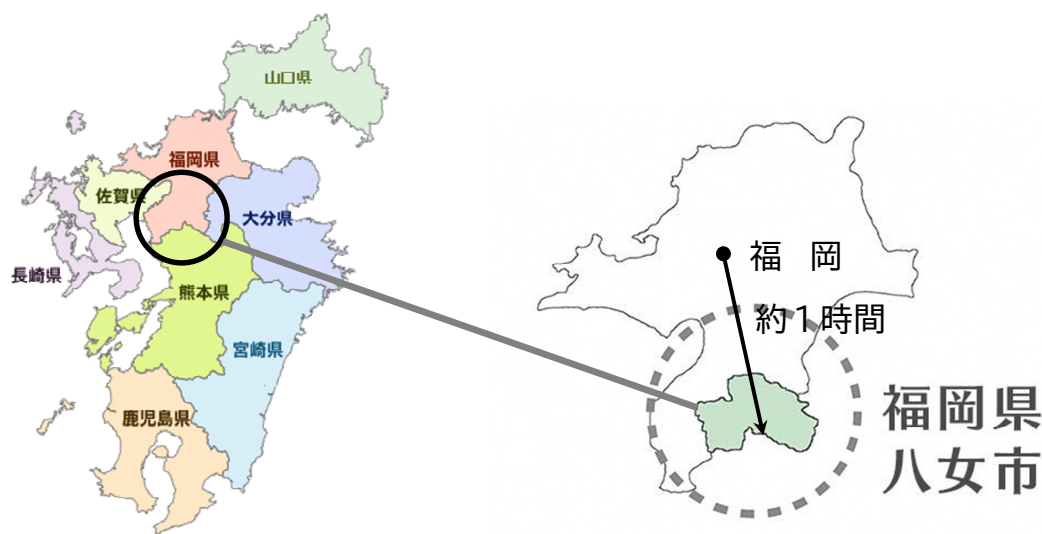
八女市地域おこし協力隊募集要項

【募集内容】

「将来の八女茶を支える担い手」を募集します

八 女 市

1 八女市ってどんなところ？



八女市は福岡県南部に位置し、福岡市から車で約1時間の距離にあり、豊かな自然と市街地が調和する暮らしやすいまちです。市の一部には、かつての繁栄をしのばせる白壁の町並みが残し、そこでは多くの伝統工芸産業が息づいています。

温暖多雨な気候で、豊かな大地には高級茶で有名な八女茶をはじめとして、米、麦、ブドウやイチゴ、みかん、キウイフルーツなどの農産物が実ります。また、市面積の約7割は山林が占めており、清らかな空気と美しい水を育てています。著名な画家や作家を輩出している文化活動も盛んな土地柄で、岩戸山古墳をはじめとして南北朝時代に関連する史跡なども多く残ります。

2 八女市の地域おこし協力隊について

八女市では、平成25年度から地域おこし協力隊制度を活用し、現在活動中の隊員も含め、これまでに40名以上の隊員が様々な活動をしてきました。

当市では、着任した隊員の定住・定着をサポートするため、起業する際の補助金制度（上限100万円）を設け、定住に向けた助成も行っており、当市の地域おこし協力隊は、任期終了後の定住率が70%以上と、福岡県内でも高い定住率を誇っています。

また、月に1度、全隊員が集まる定例会議を開催し、活動報告や活動に対する悩みなどの意見交換を行い、隊員同士の連携やコミュニケーションを図っています。その他、広報活動として、市民向けに週1回コミュニティFM放送にて活動の報告を行っています。

3 募集（活動）内容

八女市は日本でも有数のお茶の産地で、特に玉露に関しては、全国茶品評会「玉露の部」において最高位である農林水産大臣賞をはじめ数多くの受賞歴があり25年連続「産地賞」を受賞するなど最高品質のお茶が生産されています。

しかし、今、八女茶（玉露）生産の現場は大きな岐路に立たされています。お茶農家の高齢化や担い手不足による生産量の減少、離農者の増加などの課題により将来、世界に誇る素晴らしい栽培技術が失われてしまうかもしれないという危機的状況にあるからです。

そこで私たちは、単に「農作業の手伝い」をする人ではなく、「将来の八女茶を支える担い手」として伝統ある最高品質のお茶を守り、そして未来へ引き継ぐための中核を担う、意欲のある方を全力で支援します。

◎活動場所での具体的な仕事内容

3年間の任期を通じて、お茶の生産から製造までの技術を習得し、お茶農家としての土台を作ります。また、お茶を観光資源として活用する事業や八女茶（玉露）を将来にわたり維持していくための企画・実践を目指します。

1～3年目：名人から技を学び、土を作り、つながりを作る

- ・星野村が誇るお茶作りの名人（師匠）から、最高品質を誇る八女茶（玉露）の育て方を直接教わります。併せて、実際に摘み取った茶葉を製茶工場で加工処理することにより加工技術の習得を図ります。農業専門機関等による研修に参加することも可能です。

- ・市が実施する茶振興に係る施策の推進に携わりながらお茶の知識を深めるとともに、地元農家や関係団体等とのつながりを作りながら、お茶を活用した地域活性化策についても検討します。

- ・SNS等による情報発信、FM八女への出演等により八女茶（玉露）の魅力を発信します。

- ・お茶以外の星野村で栽培されている農作物の耕作も行います。これにより、お茶の閑散期（オフシーズン）における複合的な農業経営を学び、年間を通じた多角的な農業スキルの習得を目指します。

※任用期間終了後に就農する場合は、各種給付金が受給できる場合があります。

（ただし、受給要件があります）

※市は、茶園の継承や使われなくなった茶園の整備等、自己所有茶園の確保に向けた取組を支援します。

◎勤務地において望む人材

・就農に強い関心があり、お茶を愛し八女茶（玉露）の将来を担う意欲と熱意をお持ちの方

・地元農家や地域住民、関係機関職員等と積極的にコミュニケーションがとれる方

・パソコンの知識や情報発信スキル（SNSの活用等）を有する方

・心身ともに健康で明るく誠実に勤務でき、農作業を行うことに支障がない方

・任期終了後も八女市に定住し、3年間で習得した技術を最大限に活かして地域の農業の未来を共に創っていく強い意志をお持ちの方

◎主な勤務地 高木茶園（八女市星野村5212）

◎募集人員 1名

◎契約内容 業務委託契約（個人請負契約）

※市との雇用契約はありません。隊員としての活動に支障がなければ副業も可能です。

◎着任予定 令和8年8月1日以降契約開始予定

（※移住準備などで期間が必要な場合は個別にご相談ください。ただし、市が想定する着任予定日を大幅に超過する場合は、合格が取消になる可能性があります。）

4 応募要件

（1）居住地要件

条件不利地域を除く都市地域等から八女市内へ生活の拠点を移し、住民票を八女市へ異動できる方 ※要件について不明な場合は、総務省ウェブサイト

【各種資料】○地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認票

（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_04000210.html）をご覧ください。星野支所農林係までお問い合わせください。

※1. 条件不利地域とは

次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいう。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 ②山村振興法 ③離島振興法 ④半島振興法 ⑤奄美郡島振興開発特別措置法 ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法

- (2) 年齢・性別は問いません。
- (3) 心身共に健康で誠実に業務を行うことができる方
- (4) 普通自動車運転免許（A T限定可）を所持し、実際に運転できる方
- (5) 地域おこし協力隊の活動終了後、八女市に定住する強い意欲のある方
- (6) 活動内容について積極的な企画・提案ができる方
- (7) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域に溶け込む意思のある方
- (8) 市内外に向け地域おこし協力隊としての活動を情報発信できる方。各種SNSやコミュニティFM、市広報への出演が可能な方。
- (9) 基本的なパソコン操作（Word, Excel, PowerPoint等）ができる方
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方
- (11) 応募時点で税等の滞納がない方
- (12) 八女市地域おこし協力隊設置要綱を遵守できる方
- (13) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (14) 八女市地域おこし協力隊設置要綱及び八女市委託型地域おこし協力隊活動補助金交付要綱を遵守できる方

5 契約内容等

1. 勤務日数及び勤務時間等

月に140時間程度（年1680時間程度）の活動を想定しています。主な活動場所は、八女市星野村を想定していますが、協議のうえ市外での活動（イベント出展等）も可能です。月に1回、活動実績についてご報告していただきます。また、月に1回程度のコミュニティFM放送への出演、毎月開催される協力隊会議への出席が必要です。なお、委託契約に基づき、年間の活動内容をまとめた報告書の提出も必要となります。退任時には隊員活動報告会での発表も必要となります。

2. 契約形態及び期間等

(1) 八女市地域おこし協力隊として八女市長が委託します。（市との雇用契約はありません。）

(2) 契約期間は着任日から令和9年3月31日までです。2年目以降年度単位での再契約の可能性があります。（最長で3年間）

3. 委託料など

(1) 本業務の実施に係る委託料（活動にかかる経費）は、予算の範囲内で月額3

30,000円以内（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲の額を支払います。

※活動日誌および活動状況報告書を毎月1回提出していただき、審査いたします。

※活動日数や活動時間は、協議の上決定します。活動内容や時期などにより変動する場合があります。

4. 待遇等

（1）業務委託契約のため、健康保険および年金保険料などは自己負担となります。個人で国民健康保険、国民年金に加入してください。

（2）隊員は自らの活動に伴うリスク・責任に応じて、損害保険や自動車損害賠償保険等に隊員個人で加入し、加入後は証書の写しを速やかに市に提出してください。また、傷病等により活動が出来なくなった場合は、委託費の支払いができない又は委託契約が終了する可能性もありますので、就労不能保険や傷害保険等の加入をお願いします。

（3）住居や車庫の確保についての情報提供などの支援は行いますが、個人で確保してください。

（4）引越費用、家財費用、生活に伴う諸保険料、光熱水費、住居契約・退去に掛かる費用は隊員負担です。

（5）協力隊活動に従事するために必要な車両及びパソコン、携帯電話等の貸与はありませんので、ご自身で準備ください。

5. 活動費助成

協力隊として必要な活動費用は、市の定めに従い活動予算の範囲内（年間上限150万円まで、活動月数が1年に満たない場合は残月数で按分）で補助します。住居費用については、月額上限59,000円を超える部分については自己負担となります。

※活動費は毎月の活動実績及び支出内容を審査のうえお支払いします。（事後精算払）

6. 契約の締結について

合格者に対し、市の契約規則に従い契約事務を進めます。

合格者と契約手続きが整わない等の理由で合格を取り消す可能性があります。

6 応募手続き

1. 申込受付期間

令和8年5月1日（水）～令和8年5月29日（金）17時必着

2. 提出書類

(1) 八女市地域おこし協力隊応募用紙【委託型】（別記様式）

写真添付、必ずキャリアメール（docomo、au、softbank）以外のメールアドレス（フリーメール可、Gmail、icloudメール推奨）を記入

(2) 現住所の確認が出来る書類（下記の全て）

- ・住民票の写し（令和8年5月1日以降に取得したもの。コピー可）
- ・運転免許証の写し（裏面に記載がある場合は両面）
- ・現在お住まいの市区町村の税務関係部署から発行される「税金等の滞納のない証明書」（令和8年5月1日以降に取得したもの。コピー可）

※今回の業務上知り得た個人情報については、本応募に係る業務のみに使用し、その他の目的に利用することはありません。

3. 提出方法

郵送又は電子メールで受け付けます。

電子メールで応募される場合、提出書類を全てデータ化（PDF、Word、Excel等）して送信してください。

到着確認のため、送信された際は、電話にてその旨ご連絡をお願いします。

なお、提出した書類は返却しません。

【提出先】

八女市星野支所農林係

〒834-0201 福岡県八女市星野村 13102-1

TEL:0943-52-3112

E-mail:hoshino-norin@city.yame.lg.jp

※募集に係る質問方法については、「5. その他」をご覧ください

4. 選考

(1) 第1次選考

申込受付期間中に受け付けた応募について、書類選考の上、結果を応募者全員に通知します。

(2) 第2次選考前ヒアリング

令和8年6月中旬の平日（月曜日から金曜日）予定

会場：オンライン面談または現地面談

第1次選考合格者を対象に、第2次選考試験前のヒアリングを実施しま

す。本ヒアリングは、実際の業務に関するご説明や質疑応答、また、応募者の不安解消を目的とするものであり、ヒアリングの内容は選考に一切の影響を与えません。

(3) 第2次選考

令和8年7月上中旬の平日（月曜日から金曜日）予定

会場：八女市星野支所会議室

第1次選考合格者を対象に第2次選考試験（面接試験）を実施します。

詳細は、第1次選考合格者の方にご連絡いたします。

面接会場への旅費等は、応募者の負担となります。

ただし、第2次選考受験者の旅費等について、九州各県以外（沖縄県含む）からの受験者に限り、旅費の一部を支給します。（10,000円）

(4) 選考結果は、文書で通知します。

(5) 選考過程や採点結果の内容は非公表とします。

5. その他

(1) 募集に関する質問は、電子メールに質問票を添付する形で行ってください。その他の方法での質問は受け付けませんので留意してください。

【土・日・祝日は回答できませんので、ご了承ください。】

(2) 質問票には「質問内容」のほか、「住所」「氏名」を明記してください。

(3) 応募者が、本募集の応募要件を満たすか確認するため、現在お住まいの市区町村や関係機関に調査を行うことがあります。

(4) 応募の際は、募集要項をよく読み、内容に同意したうえでご応募ください。募集用紙が提出された時点で、応募者は本募集要項に記載の内容に同意したものとみなします。

○アクセス方法（星野支所）

（最寄りのバス停は堀川バス「^{じゅうごもり}十 籠」）

福岡市内より

【高速バスの場合】

- 福岡空港→（西鉄高速バス）大牟田・荒尾行 or（九州産交バス）熊本行（ひのくに号）→八女インター→八女インター前（堀川バス）→「福島」乗り換え→「十籠」下車

【電車の場合】

- （JR鹿児島本線）博多駅→羽犬塚駅→堀川バス→「福島」下車→「十籠」下車
- （西鉄）福岡駅→久留米駅→西鉄バス→「福島」で堀川バスへ乗り換え→「十籠」下車

【車でお越しの場合】

- 八女インターチェンジより大分方面へ 約40分
- 広川インターチェンジより熊本方面へ 約45分



【星野支所位置情報】